

# 関西広域連合職員の給与に関する条例

平成 22 年 12 月 4 日  
関西広域連合条例第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 6 項の規定に基づき、関西広域連合の一般職（同法第 3 条第 2 項に規定する一般職員をいう。）の職員の給与に関する事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「職員」とは、関西広域連合職員定数条例（平成 22 年関西広域連合条例第 4 号）第 1 条に規定する職員をいう。

(職員の給与)

第 3 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 252 条の 17 の規定により関西広域連合を組織する地方公共団体（以下「構成団体」という。）から派遣された職員又は構成団体と併任された職員で、構成団体から給与の支給を受けている者については、給与は支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。